

(お知らせ)

福島第二原子力発電所4号機における運転上の制限の 逸脱ならびに復帰について

平成17年8月20日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所4号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、原子炉起動中ですが、平成17年8月19日、低圧注水系*¹（C系）のテスト可能逆止弁*²の動作確認試験を実施したところ、当該弁が開かないことから当該系統が動作可能な状態でないため、午後8時2分、保安規定第39条に定める「運転上の制限」*³を満足していないと判断いたしました。このため、保安規定に基づき残りの低圧注水系2系統（A系、B系）について動作可能であることを確認いたしました。

その後、当該弁が開かなかったことについて調査した結果、当該弁を開けるために必要な信号を送るスイッチの接触不良が原因とわかりました。これは、資機材等を運搬した際に、この資機材等が当該スイッチ動作用レバーと接触し位置がずれ、接触不良を起こしたものと推定いたしました。

当該スイッチ動作用レバーの調整を行った後、当該弁の動作確認試験を実施した結果、開動作したことから当該系統が動作可能であるため、本日午前9時43分、「運転上の制限」を満足していると判断し、「運転上の制限」の逸脱から復帰しております。

今後は、本事例を関係者に周知し、資機材等の移動を行う際には、機器にぶつからないよう注意することを徹底いたします。また、原子炉格納容器内において、資機材を仮置きする場合には、資機材仮置きエリアを指定することを検討するとともに廻りの計器類を保護するよう十分な養生を行います。

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以上

*1：低圧注水系

非常時に原子炉水位を維持する系統（A系、B系、C系の3系統ある）。

*2：テスト可能逆止弁

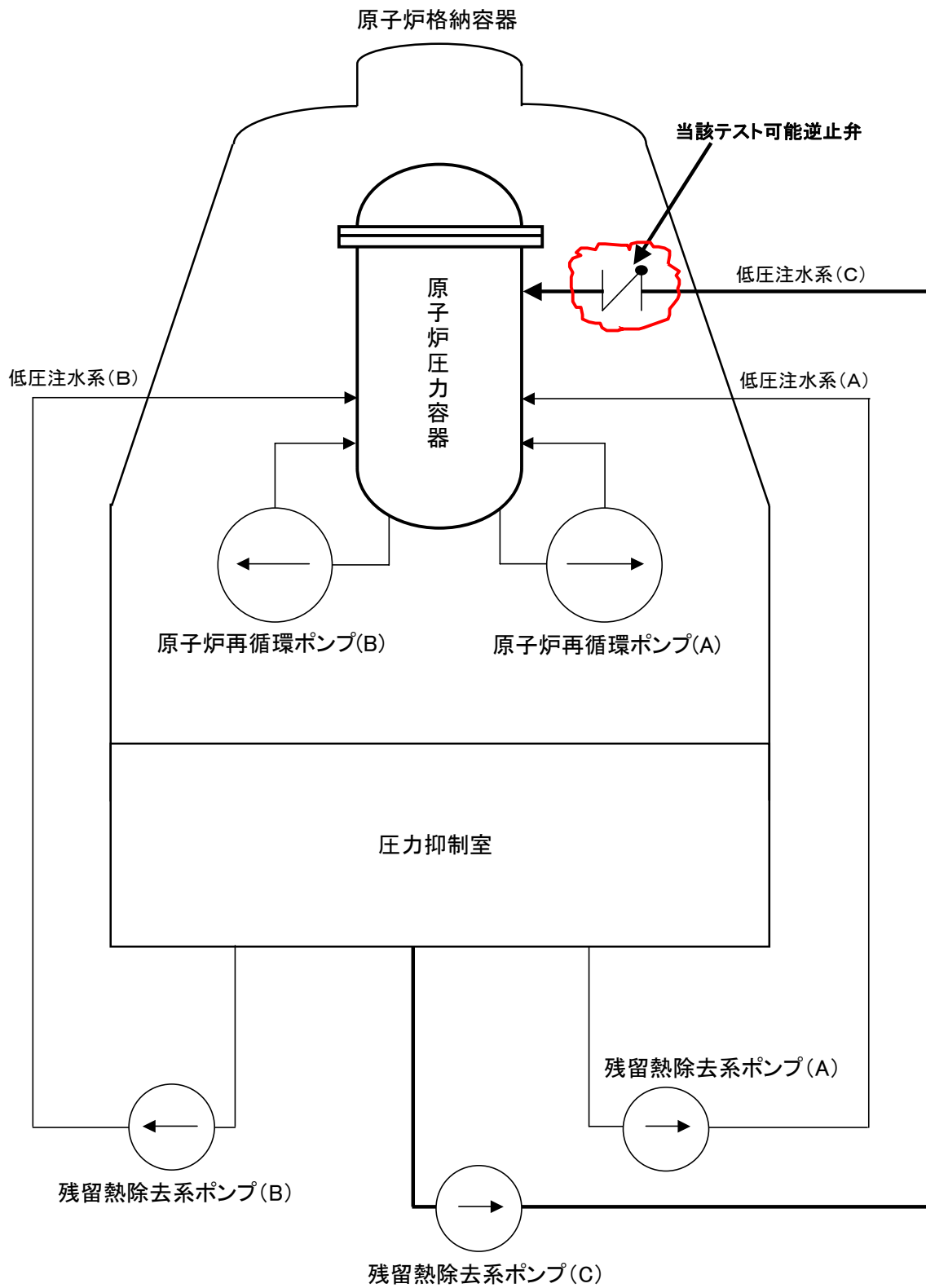
配管内の流体が逆流しないよう扉のように片方向のみに開く弁で、開閉テストが可能となっています。

*3：「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになっています。

(お問い合わせ先)

福島第二原子力発電所
広報部
TEL 0240-25-1353



低圧注水系・系統概要図